

## 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乘せ排水基準（大腸菌群数）等の見直しについて

### 1 法及び条例の概要・背景

水質汚濁防止法は、工場・事業場からの排出水及び地下浸透水を規制すること等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的として制定されている。

本県においては、法による全国的な一律基準よりも厳しい排水基準（上乘せ基準）を定める、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例を制定している。

また、法の排水規制対象以外の事業場及び物質又は項目について、本県独自に熊本県生活環境の保全等に関する条例により、いわゆる横出し排水基準を定めている。

加えて、地下水の汚染の防止を目的として、熊本県地下水保全条例では、「対象化学物質を業として使用等を行う工場又は事業場等」を対象として、①特別排水基準、②地下水浄化基準及び③地下浸透基準を定めている。

これら条例及び施行規則に定める「排水基準」、「地下水浄化基準」及び「地下浸透基準」の各基準は、法に基づく排水基準等を踏まえて設定されていることから、これらの改正（大腸菌群数：令和6年1月改正・令和7年4月施行、六価クロム化合物：令和6年1月改正・令和6年4月施行等）を踏まえ、①上乘せ条例、②熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則及び③熊本県地下水保全条例施行規則を改正する。

### 2 審議の経緯

- ・ 令和5年（2023年）12月14日  
熊本県知事から審議会会長へ諮問
- ・ 同 12月21日  
審議会会長から審議会水保全部会部会長へ付議
- ・ 令和6年（2024年）1月24日  
審議会水保全部会において審議、原案どおり了承
- ・ 同 1月26日  
審議会水保全部会会長から審議会会長に対し、審議結果の報告
- ・ 同 1月29日  
審議会会長から知事に対し、諮問のあったことについて「原案どおり適当と認める」との答申

## 2 改正案の概要

大腸菌群数					
基準	水質汚濁防止法		県条例・施行規則		
	旧	新	現行	改正（案）	関係条例・施行規則
排水基準	大腸菌群数 日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	大腸菌数 日間平均 800CFU/ml	大腸菌群数 日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	大腸菌数 日間平均 800CFU/ml	・ 上乘せ条例 ・ 生活環境保全条例 施行規則
六価クロム化合物					
基準	水質汚濁防止法		県条例・施行規則		
	旧	新	現行	改正（案）	関係条例・施行規則
排水基準	0.5 mg/L	0.2 mg/L	0.05 mg/L	改正なし	・ 地下水保全条例 施行規則
地下水浄化基準 <sup>※</sup>	0.05 mg/L	0.02 mg/L	0.05 mg/L	0.02 mg/L	
地下浸透基準 <sup>※※</sup>	0.04 mg/L	0.01 mg/L	0.04 mg/L	0.01 mg/L	
1, 1-ジクロロエチレン					
基準	水質汚濁防止法		県条例・施行規則		
	旧	新	現行	改正（案）	条例・施行規則
排水基準	0.2 mg/L	1 mg/L	0.02 mg/L	0.1 mg/L	・ 上乘せ条例 ・ 地下水保全条例 施行規則
地下水浄化基準	0.02 mg/L	0.1 mg/L	0.02 mg/L	0.1 mg/L	
亜鉛					
基準	水質汚濁防止法		県条例・施行規則		
	旧	新	現行	改正（案）	条例・施行規則
排水基準	5 mg/L	2 mg/L	5 mg/L	2 mg/L	・ 生活環境保全条例 施行規則

※ 有害物質を含む水の地下浸透により人の健康影響等があると認められる場合に、事業場に対して地下水の浄化措置を命令する基準。

※※ 地下へ浸透させてはならない水の基準。